

うるま市認可地域型保育事業
「事業所内保育事業所」



ハート保育園

入園のしおり／重要事項説明書 (地域枠)

制定日：令和 2 年 4 月 7 日

改定日：令和 7 年 2 月 1 日



保 育 理 念

よく遊び よく笑い 健康な子に

1 年は 365 日。毎日の育児に向き合いながら、仕事、家事をこなす日々。

こころのゆとりは子どもへの愛情にも繋がります。

少しでも力になればたら。

私たちは子どもと親それぞれの気持ちに寄り添い、

職場の雰囲気も大切に、愛情をもって保育へ取り組んでいきます。

健康な心と体を
育てます

愛情をもって心
身ともに育て
いきます

働く家族、子育て世代を応援します

職場環境を大切にします



事 業 の 目 的 、 運 営 方 針

- 当園は特定地域型保育事業所の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、お子さまに対し、適正な特定地域型保育を提供します。
- 良質な水準かつ適切な内容の特定地域型保育の提供を行うことにより、全てのお子さまが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指します。
- 子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針に準じ、事業の特性に留意して、お子さまの心身の状況等に応じて、特定地域型保育を提供します。
- お子さまには、安全な環境の中で家庭的な雰囲気と愛情をもって保育サービスを提供します。
- ご両親には「仕事」と「育児」の両立を支援します。



保 育 園 の 概 要

名称	ハート保育園				
施設の種類	うるま市認可 地域型保育事業／事業所内保育事業所				
所在地	〒904-2245 うるま市赤道 174-12 (202 号室)				
連絡先	TEL : 098-989-0045		FAX : 098-989-0049		
各部屋面積	0 歳児 (ひよこぐみ)	23.2 m ²	沐浴室	5.33 m ²	
	1 歳児 (りすぐみ)	19.9 m ²	調理室	13.52 m ²	
	2 歳児 (うさぎぐみ)	13.9 m ²	園児トイレ	13.13 m ²	
	ホール、その他	47.94 m ²	合計	136.92 m ²	
対象年齢 利用定員	学年	0 歳児	1 歳児	2 歳児	計
	地域枠	5 名	5 名	5 名	15 名
	従業員枠	1 名	1 名	1 名	3 名
	合計	6 名	6 名	6 名	18 名
入園日	毎月1日				
保育時間	保育標準時間 認定の方	保育標準時間	7:30～18:30 (11 時間)		
		延長保育	朝	なし	
			夕	18:31～19:30	
	保育短時間 認定の方	保育短時間	8:00～16:00 (8 時間)		
		延長保育	朝	7:30～7:59	
			夕	16:01～19:30	
提供する曜日	月曜から土曜まで				
休園日	日曜、祝日、慰霊の日、年末年始 (12/29～1/3)				
職員	職種	職務の内容		常勤	非常勤
	園長	園務をつかさどり、所属職員を監督する		1	
	主任	園長を助け、命を受けて園務の一部を整理、園児の保育をつかさどる		1	
	副主任	主任保育士を助け、各クラスを統括する		1	
	保育士	保育の立案・実施・記録を行う		3	2
	保育補助者	保育士の職務を助ける			1
	調理員	献立に従い給食・おやつを調理する		1	
	事務員	当園の総務・経理・庶務を行う		1	
	※保育児童数・年齢に応じたシフトにより職員を増減します。				
嘱託医	名称	医療法人なしろ 名城病院	医師	祖慶 良克	
	住所	うるま市赤道 175-3	TEL	098-974-2121	
嘱託歯科医	名称	医療法人なしろ 名城病院	医師	丸山 依理子	
	住所	うるま市赤道 175-3	TEL	098-974-2121	
連携施設	名称	中原こども園 (幼保連携型認定こども園)	運営主体	社会福祉法人わかめ福祉会	
	住所	うるま市字宮里 731	TEL	098-973-6280	
	連携内容	①保育内容の支援 ②代替保育の提供 ③卒園後の受け入れ			
設置者	名称	有限会社 INS	主な事業	調剤薬局 (ハート薬局)	
	住所	うるま市字江洲 464 番地 4-106	TEL	098-989-5865	
管理者	施設長	與儀 昌代			

保育料について

支給認定を受けた市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

支払い方法	現金払い
締め日	毎月月末締め、当月 20 日までに

※ 徴収袋をお渡ししますので、保育園に直接現金にてお支払いください。

※ 保育園を欠席した場合でも、保育料は全額お支払いいただきます。

※ 卒園月は当月末までにお支払いください。

延長保育について

延長保育は、月極利用と都度利用の二種類があります。利用方法・利用対象者などが異なりますので、ご希望の方は該当する延長保育をお申込みください。

➤ 月極で延長保育を利用する場合

延長保育時間	18 時 31 分～19 時 30 分
申込みできる方 (対象となる保護者)	標準時間認定の方 家庭で児童を保育する者がおらず、保護者の仕事や介護、通学などの理由により、通常の保育時間内に送迎が間に合わず保育が必要な方
申込み場所	保育園
受付時間	開始希望月の前月 10 日までにお申込みください
申込みに必要な書類	月極延長保育申込書
月極延長保育料	月額 3,000 円 毎月の保育料と一緒に現金にてお支払いください

➤ 都度利用で延長保育を利用する場合

延長保育時間	標準時間認定の方	18 時 31 分～19 時 30 分
	短時間認定の方	16 時 01 分～19 時 30 分
申込みできる方 (対象となる保護者)	就労により申請認定されている保育時間外に保育が必要な方 急な就労や残業などで申請した保育時間を超えて保育が必要となった方	
申込み場所	保育園	
受付時間	申請された保育時間内	
申込みに必要な書類	都度利用延長保育申請書	
都度利用延長保育料	30 分 150 円	
お支払い方法	翌月に徴収額をご案内しますので、毎月の保育料と一緒に現金にてお支払いください	

お子さま個人で使用する物品の費用に関して

保育を実施するにあたり、お子さま個人で使用する物品に関しては、別途に費用を徴収させていただくことがあります。徴収させていただきます金額につきましては、巻末別表に記載しております。徴収させていただく際は、事前にご案内致します。



0 歳 児 ク ラ ス に つ い て

～ 1 日 の 流 れ ～

時間	活動内容
7 : 3 0 ~	順次登園 視診 自由あそび
9 : 3 0 ~	クラス別保育 沐浴（月齢、季節に応じて） ミルク 睡眠
1 1 : 0 0 ~	ミルク、離乳食
1 2 : 0 0 ~	睡眠
1 5 : 0 0 ~	ミルク、おやつ
1 6 : 0 0 ~	あそび、順次降園
1 8 : 3 0 ~ 1 9 : 3 0	延長保育



離乳食について

保育園では、アレルギー対策のため、原則としてご家庭でお試しいただいた食材を提供します。お子さまの健全な発育のために、月齢、離乳段階に応じた様々な食材をご家庭でお試しください。お試し済みの食材は入園時にお配りする「給食食材チェック表」にご記入ください。入園後はこの表を毎日ご持参いただき、保護者様とやり取りすることで、保育園で提供する食材のバリエーションを増やしてまいります。離乳食、その他お子さまの食に関しては、お気軽に保育園にお尋ねください。

持ちもの（毎日持ってきて、持ち帰るもの）

1	着替え	上下セット 4組	汗をかいたとき、汚れた場合など、適宜着替えます。着替えた衣服は毎日持ち帰ります。持ち帰った分の補充は次の登園日にお持ちください。
2	ハンドタオル	2枚	食事用おしぼり
3	フェイスタオル	2枚	沐浴用
4	紙おむつ	5枚～6枚	場合によっては増やしてもらうことがあります。
5	ビニール袋(Uパック)	1枚	汚れ物を入れます
6	帽子	1つ	お散歩等で使います
7	靴・靴下	1足	お散歩等で使います（スリッパ等禁止）
8	ティッシュ	1箱	※毎月月初めに持たせてください。

お休みの日に持ち帰り、次回登園時にお持ちいただくもの

1	お昼寝セット	1セット	お昼寝用布団（まくらなし）
---	--------	------	---------------

最初の登園時にお持ちいただくもの

1	水筒（ストロー付き）	1個	月齢に応じて声掛けします お水 or 麦茶を入れてご持参ください
2	哺乳瓶	1本	プラスチック製 ※園内で衛生に留意して保管いたします

その他、連絡事項

- 持ち物にはすべて名前の記入をお願いします。
- おむつが不足した場合は、園のものを使用します。使用枚数をお伝えしますので、ご返却をお願いします。
- お昼寝セットはお休みの前に持ち帰り、洗濯をお願いします。
- 個々のお子様の状況に応じて園への持ち物を別途お願いすることがあります。
- 室内では基本的に裸足で過ごします。



1・2 歳 児 ク ラ ス に つ い て

～ 1 日 の 流 れ ～

時間	活動内容
7 : 3 0 ~	順次登園 視診 自由あそび
9 : 3 0 ~	クラス別保育（戸外遊びなど）
1 1 : 0 0 ~	給食
1 2 : 0 0 ~	お昼寝
1 5 : 0 0 ~	おやつ、自由あそび
1 6 : 0 0 ~	あそび、順次降園
1 8 : 3 0 ~ 1 9 : 3 0	延長保育

 持ちもの（毎日持ってきて、持ち帰るもの）

1	着替え	上下セット 4組	汗をかいたとき、汚れた場合など、適宜着替えます。着替えた衣服は毎日持ち帰ります。持ち帰った分の補充は次の登園日にお持ちください。
2	ハンドタオル	2枚	食事用おしぼり
3	フェイスタオル	2枚	シャワー用
4	紙おむつ	5枚～6枚	パンツは必要に応じて声掛けします
5	ビニール袋(Uパック)	1枚	汚れ物を入れます
6	帽子	1つ	お散歩等で使います
7	靴・靴下	1足	お散歩等で使います（スリッパ等禁止）
8	ティッシュ	1箱	※毎月月初めに持たせてください

 お休みの日に持ち帰り、次回登園時にお持ちいただくもの

1	お昼寝セット	1セット	お昼寝用布団（まくらなし）
---	--------	------	---------------

 最初の登園時にお持ちいただくもの

1	水筒（ストロー付き）	1個	お水 or 麦茶を入れてご持参ください
---	------------	----	---------------------

 その他、連絡事項

- 持ち物にはすべて名前の記入をお願いします。
- おむつが不足した場合は、園のものを使用します。使用枚数をお伝えしますので、ご返却をお願いします。
- お昼寝セットはお休みの前に持ち帰り、洗濯をお願いします。
- 個々のお子様の状況に応じて園への持ち物を別途お願いすることがあります。
- 室内では基本的に裸足で過ごします。



保 育 園 で の 食 事

昼食について

- 保育園では、栄養価、味覚、発達状況を考慮し、園内で調理する手作りの給食を提供します。
- 食物アレルギーのお子さまの場合は、除去食の対応を基本とします。対応方法や確認方法についてご相談させていただきますので、保育園にご連絡をお願いします。

おやつについて

- 15：00頃の1日1回がおやつの時間となります。
- おやつも給食と同様に手作りのものや時々購入したおやつを提供します。

補食について

- 延長保育（18：31以降）のお子さまには補食（軽食）を提供します。

食物アレルギー児の給食について

- アレルギー対策のため、原則としてご家庭でお試しいただいた食材を提供します。お子さまの健全な発育のために、年齢に応じた様々な食材をご家庭でお試ください。入園時にお配りする「給食食材チェック表」にお試し済みの食材をご記入ください。入園後はこの表を使って保護者様とやり取りすることで、園で提供する食材のバリエーションを増やしていきます。お子さまの食事に関してご質問などがありましたら、お気軽にお尋ねください。
- アレルギーにより特定の食品の除去が必要な場合は、「食物アレルギーに対する指示書」を主治医が記入したものを提出していただきます。尚、アレルギー食材の確認は、6ヶ月に一度行っていただき、都度、「指示書」の提出をお願いします。
- 書類提出後、園長、担任、場合によっては調理師と面談を致します。
- 誤食を防ぐために、毎月、園長、担任、調理師で確認を行い、アレルギー食には名札を付け、ラップで覆って提供致します。また、アレルギー児童用のテーブルを用意し、食器を載せるトレイの色も変更します。

その他

- 調理時は洗浄消毒、衛生管理を徹底し食中毒の予防に努めております。
- 給食は調理後2時間以内に食べ終わるように調理、配膳の準備を致します。
※登園時間が遅れる場合にはご相談ください。
- 職員全員が毎月「腸内細菌検査」を受けています。



戸外遊び・運動遊びについて



年齢に応じた戸外遊び、運動遊び

- 当園では年齢に応じた戸外遊びを取り入れます。保育園の周りのお散歩や季節の移り変わりなど、お子さまが肌で感じる活動や、体を思いっきり動かせる活動などを取り入れています。他クラスと一緒に散歩に出る等、異年齢交流も行います。



服装について

- 登園は履きなれた靴をお願いします。（サンダルやブーツは危険です）
- 以下の服装は遊具に引っ掛かり、後ろから引っ張られるなど危険ですので、お控えください。
 - ✧ フード付きの衣類（インナー・アウター両方）
 - ✧ 飾りボタンやひも付きの物
 - ✧ 女児のワンピース、スカート付きズボン、ロンパース
 - ✧ プラスチック製飾りのヘアゴム



安全・衛生管理について



衛生管理

- お子さまが常に健康に生活できるよう環境を整えてお預かりします。
- 食器や哺乳瓶はスチーム消毒を行います。



安全管理（送迎）

- 園児が安心して安全に過ごせるように万が一に備え万全の体制に取り組みます。
- お子さまの送迎は原則として保護者様に限らせていただきます。保護者様が責任を持って送迎を行ってください。
- やむを得ない事情により保護者様以外の方が送迎する場合は、予め保育園にご連絡ください。
- 緊急の事態によりご登録者以外の方が送迎を行う場合は、事前に保護者様が保育園にご連絡の上、代理人に身分を証明する書類をお願いすることがあります。
- 送り迎えの時間はお守りください。



安全管理（うつぶせ寝について）

- 園ではお子さまの安全確保のため、「仰向け寝」を基本とします。

安全管理（けが、病気に対する対応）

- 園で万が一お子さまがけがをした場合、お子さまに病気の症状など体調の変化が見られた場合は、保護者様に連絡します。必要な応急処置を行い、医師による治療が必要と判断した場合には、保護者様に承諾を得た上で受診します。

保険について（園が加入している保険）

- 事故の発生を未然に防ぐため万全の注意を払っておりますが、万一の場合に備え、登園では以下の賠償保険に加入しています。

名称	保育園賠償責任保険	
対人賠償補償	身体障害（1 事故につき）	5 億円
	身体障害（1 名につき）	5,000 万円
対物賠償補償	財物損壊（1 事故につき）	1,000 万円
生産物補償	身体障害（1 事故）	5 億円
	身体障害（期間中）	5 億円
	身体障害（1 名につき）	5,000 万円

任意保険について

- 保育園の管理下において園児が災害に遭った場合、その治療費や見舞金の給付を保護者の皆様に対して行う制度です。加入は任意となっておりますが、当保育園では園児全員が加入するようにお勧めしております。

名称	独立行政法人日本スポーツセンター災害共済給付制度	
共済掛金	保護者負担額：年額 157 円	
災害の種類	災害の範囲	給付金額
負傷	その原因である事由が保育所の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が 5,000 円以上のもの	医療費 ・医療保険並の療養に要する費用の額の 4/10（そのうち 1/10 は、療養に伴って要する費用として加算される分）ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額（所得区分により限度額が異なる）に療養に要する費用の額の 1/10 を加算した額。 ・入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額
疾病	その原因である事由が保育所の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が 5000 円以上のもののうち、文部科学省令で定めるもの ・給食等による中毒・ガス等による中毒・熱中症・溺水 ・異物の嚥下又は迷入による疾病・漆等による皮膚炎 ・外部衝撃等による疾病・負傷による疾病	
障害	保育所の管理下の負傷又は上欄の疾病が治った後に残った障害（その程度により第 1 級から第 14 級に区分される。）	障害見舞金 4,000 万円～88 万円 [通学(園)中の災害の場合 2,000 万円～44 万円]
死亡	保育所の管理下において発生した事件に起因する死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 3,000 万円（通園中の場合 1500 万円）
	突然死	運動などの行為に起因する突然死
		死亡見舞金 3,000 万円（通園中の場合 1500 万円）
		運動などの行為と関連のない突然死
		死亡見舞金 1,500 万円（通園中の場合も同額）

緊 急 時 に つ い て

防災について

- 防災については、保育士が毎月 1 回訓練を行い、日頃からどのような行動を取るかを話し合い、消火器、火災報知器、非常口等の設置場所や使用方法を把握するように努めて参ります。

台風接近時の対応

- 登園前に暴風警報が発令された場合は（各種注意報や暴風以外の警報が該当しない）、登園はお控えください。
- 暴風警報解除時刻に応じた保育園の受け入れ時間、給食の有無については下記の通りとします。

暴風警報解除時刻	保育の実施	給食の有無
午前 7 時までに	通常通り受け入れ	有り
午前 7 時から 10 時までに	1 時間後より受け入れ	弁当持参
午前 11 時から午後 2 時までに	1 時間後より受け入れ	ご家庭で昼食を済ませて登園
午後 2 時以降に	当日休園	

- 登園後に暴風警報が発令された場合は、当社担当者及び保育士より保護者様へ連絡を行いますので、速やかに園児のお迎えをお願い致します。
- 暴風警報発令後に保護者様のお迎えが困難な場合や、保護者・園児共に帰宅困難な場合は、保育士管理の下、園内にて一時待機の受け入れを行います。

地震、洪水時避難対応

- 登園前に発令された場合は、登園をお控えください。
- 避難準備情報が発令された場合（全国瞬時警報システム含む）
 - ✧ 当社担当者又は保育士より保護者様へ連絡を行いますので、早めのお迎えをお願い致します。
 - ※保護者様がお迎えに来るまで、園児は保育園でお預かり致します。
- 避難勧告が発令された場合（全国瞬時警報システム含む）
 - ✧ 保育士誘導の下、避難を開始します。
 - ✧ 当社担当者又は保育士より保護者様へ連絡を行いますので、避難所へのお迎えをお願い致します。
 - ✧ お迎えが来ていない園児は、避難所で保育を行います。
- 避難指示が発令された場合（全国瞬時警報システム含む）
 - ✧ 直ちに保育士誘導の下、避難所へ避難します。
 - ✧ 当社担当者又は保育士より保護者様へ連絡を行いますので、避難所へのお迎え

をお願い致します。

☆ お迎えが来ていない園児は、避難所で保育を行います。

洪水津波災害時 避難場所

避難場所	住所
赤道スポーツ広場	うるま市赤道 1 7 5 - 2
中原小学校	うるま市宮里 7 3 1

管轄する消防署

消防署名	住所	電話番号
具志川消防署	うるま市大田 4 4 - 1	0 9 8 - 9 7 5 - 2 0 0 1

管轄する警察署

警察署名	住所	電話番号
うるま警察署	うるま市大田 1 0 0	0 9 8 - 9 7 3 - 0 1 1 0

相談、要望、苦情窓口

内容	名前	職種
相談・苦情受付担当者	中村 麗子	保育士兼総務
相談・苦情解決責任者	與儀 昌代	園長

要望・苦情などへの対応方法

- 要望・苦情等を受け付けた場合には、適切に対応し、改善を図るよう努めます。
- 要望・苦情等の内容を受け付けた場合には、要望・苦情等の内容を記載し、市からの求めがあった場合には、必要な改善を行い、市に報告します。



保 育 園 で の 園 児 の 健 康 管 理

園児の健康管理について

- 毎日健康で快適にお子さまが過ごせるよう、お子さまの健康管理には十分注意を払います。
 - ご利用者の送迎時には、お子さまの健康状態を確認します。
 - 連絡帳に毎朝お子さまの健康状態、ご家庭での様子をご記入の上、登園をお願いします。その日の園での様子を記入しお返し致します。
 - 保育園では、定期的に健康診断、身体測定等を行います。
- ☆ 身体測定 : 月 1 回
 - ☆ 定期健康診断 : 年 2 回
 - ☆ 歯科検診 : 年 2 回
 - ☆ 尿検査 : 年 2 回



保育園での与薬について



与薬について

- 与薬が必要なお子さまには、家庭で安静することをお願いしますが、保護者の事情も考慮し、ルールに従ってお薬をお預かりします。本来、与薬は「医師」「保護者」のみ権利と責任があり、第三者が与薬することは原則禁止されております。医療の専門ではない保育園が与薬を行うことに對し、以下のルールをご理解ください。



与薬ルール

- 園での与薬が必要な場合は、規定の書式「与薬依頼書」の事項をご記入いただき、お薬と一緒にお願いします。
- お薬は一回分ずつに分けて、お名前をご記入の上お預け下さい。
- お薬に関しては医師が処方したものに限りお預かりをします。
(病院の処方箋に基づいて処方されたお薬)
市販薬の与薬は保護者の方の同意があった場合でもお預かり出来ません。
- 与薬はご記入いただいた「与薬依頼書」に沿って行いますが、与薬後に傷病等が悪化しても保育園では責任を負いません。
- 座薬の与薬は保育園では行いません。
- 過去熱性けいれんを発症されたことのある園児に関しましては、37.5℃を超える発熱がある場合、お迎えをお願いしております。また、園内で症状が出た際には保護者様の了承をまず救急車を呼んで対応することもございます。ご理解の程、宜しくお願い致します。
- ツロブテロールテープ（気管支拡張剤）を貼っているときは、必ずお知らせください。誤飲を防ぐため、必ず背中に貼ってください。
- 与薬依頼書は保育園にございますので、必要な場合はお声かけ下さい。



お子さまの健康状態について



健康状態における園の対応について

- 身体測定は毎月コドモンにて結果をお知らせ致します。
- 園児検診、歯科検診を行った際は結果通知書に記載し配布致します。
- 予防接種を受けられた場合は、速やかに担任へご連絡ください。
- アレルギー、ぜんそく、その他の疾病、熱性けいれん、脱臼などの既往歴をお持ちの場合は、園にお知らせください。

登園を控えていただく症状

- ご自宅で 37.5℃以上の熱がある場合、登園はお控えいただき、受診をお願いします。
- 登園後に発熱した場合には、原則 37.5℃を目安に保護者様へご連絡致します。尚、38℃の時点では早急にお迎えに来て頂けるようご連絡致します。また、発熱し早退した翌日はご家庭で様子をみて頂く事が理想的ではありますが、登園する際には、保育室に入室する前に検温させていただきます。
- 園内で流行性感染症が発生、流行時に 37.5℃以上の熱が出た場合は、お迎えの対応をお願いします。
- 当園では、病児の受け入れは行いません。 集団生活の場となりますので、感染拡大防止にご協力ください。
 - ✧ 病児・病後児のお子さまをお預けになる場合は、当園併設の「病児・病後児保育事業所」をご利用ください。所定の手続きがございますので、詳しくは園までお問い合わせください。
- 下痢・嘔吐に関しては食中毒やロタウイルス、ノロウイルス等の感染の可能性が疑われる場合がありますので、状況によりお迎えの対応をお願いします。
- 体調の変化は個々のお子さまにより様々です。明らかに日頃の様子と違う場合やお預かり後に発した場合、保護者様へ連絡する場合がありますので、予めご了承ください。
- 尚、感染症に感染した場合には、医師の診断、又は医師に「意見書」の記入をしてもらえるまで欠席となります。
 - ✧ 感染症にかかった際は、医師の診断と「登園届」（保護者記入）の提出が必要となります。感染症の種類によって「意見書」（医師記入）の提出が必要となります。※主な感染症については次ページをご確認ください。
 - ✧ 「意見書」、「登園届」は登園初日の朝にお持ちください。
- 感染症の対策については、「学校保健安全法」、及び「保育所における感染症対策ガイドライン（厚生省）」に基づいて対応しております。

主な感染症と登園の目安

- 当園では「学校保健安全法」、及び「保育所における感染症対策ガイドライン（厚生省）」に基づき、以下の感染症に罹患(りかん)したお子さまの登園をお控え頂くようお願いしております。

【 「意見書」(医師記入)の提出が必要な感染症名 】

感染症名	感染しやすい期間(※)	登園のめやす
麻疹(はしか)	発症1日前から発しん出現後の4日後まで	解熱後3日を経過していること
インフルエンザ	症状が有る期間(発症前24時間から発病後3日程度までが最も感染力が強い)	発症した後5日経過し、かつ解熱した後3日経過していること
風しん	発しん出現の7日前か7日後くらい	発しんが消失していること
すいとう 水痘(水ぼうそう)	発しん出現1～2日前から かひ 痂皮(かさぶた)形成まで	すべての発しんが痂皮(かさぶた)化していること
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	じかせん がっかせん ぜっかせん 耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
結核	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
いんとうけつまく 咽頭結膜熱(プール熱)	発熱、充血等の症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後2日経過していること
かくけつまくえん 流行性角結膜炎	充血、目やに等の症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失していること
ひやくにおぜき 百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失していること 又は適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了していること
ちようかん 腸管出血性大腸菌感染症(O157、O26、O111等)	—	医師により感染のおそれがないと認められていること。 5歳未満の子どもについては、2回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である。
急性出血性結膜炎	—	医師より感染の恐れがないと認められていること
しんしゅうせいずいまくえん 侵襲性髄膜炎菌感染症 ずいまくえんきんせいずいまくえん (髄膜炎菌性髄膜炎)	—	医師より感染の恐れがないと認められていること

【 医師の診断を受け、「登園届」（保護者記入）の提出が必要な感染症名 】

感染症名	感染しやすい期間（※）	登園のめやす
ようれんきん 溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する 前と開始後 1 日間	抗菌薬内服後 24～48 時間が経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する 前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が 発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝 染 性 紅 斑 （ り ん ご 病 ）	発しん出現前の 1 週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎 （ノロウイルス、ロタ ウイルス、アデノウイ ルス等）	症状のある間と、症状消失後 1 週間（量は減少していくが 数週間ウイルスを排出してい るので注意が必要）	嘔吐、下痢等の症状が治まり、 普段の食事がとれること
R S ウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態 が良いこと
帯状疱疹	水疱を形成している間	すべての発しんが痂皮（かさ ぶた）化していること
突発性発しん	—	解熱し機嫌が良く全身状態が 良いこと

➤ 意見書・登園届について

✧ 意見書・・・医師に記入いただく書類

✧ 登園届・・・医師による診断（登園許可）が出たら、保護者が記入する書類

※ 「意見書」と「登園届」は当園の所定の書式にご記入お願い致します。

※ 入園時、年度替わり等に配布致します。

※ 「意見書」、「登園届」は登園初日の朝にお持ちください。



年間行事予定

4月～7月 ・入園式 ・内科検診 ・歯科検診	8月～11月 ・内科検診 ・園外保育 	12月～3月 ・クリスマス会 ・節分豆まき ・ひな祭り会 ・卒園式 
毎月行事 ・お誕生日会 ・避難訓練 		

- 行事は予定となっております。お子さまの入園状況に検討致します。



個人情報の取り扱い



個人情報の取り扱いについて

- 園では、お子さまや保護者の皆さまのプライバシーを尊重し、個人情報保護に関する法令及びその他の規範を遵守します。また、園にてお預かりした個人情報は園を運営する上で必要な範囲内で利用させていただき、お預かりした個人情報は保護者様の同意無しに第三者に開示されることは一切ありません。
- ただし、下記の場合は除きます。
- ◇ 法令の指示により開示を求められた場合
 - ◇ お子さま、保護者、もしくは第三者の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合
 - ◇ 統計・分析などの目的で個人識別ができない状態に加工された場合



そ の 他



園からのお知らせ

- 園の取り組みや状況を記載した「園だより」、及び給食の「献立表」を 1 カ月に 1 回コドモンの「資料室」にて公開致します。



慣らし保育について

- お子さまが園での生活に無理なく入れるように、月齢や個々の様子に合わせ、登園初日より 1 週間程度を目安に慣らし保育を行います。初日は 1 時間～2 時間のお預かりで終え、少しずつお預かり時間を増やしてまいります。ご協力宜しくお願い致します。



利用に関するご連絡（お迎えが遅れる場合や欠席等）について

- お迎え時間が申請時間よりも遅くなる場合には、必ず事前に保育園へご連絡をお願い致します。18：30 分を超える場合は、延長保育（30 分 150 円）をご負担いただくことになりますのでご注意ください。
- 土曜日ご利用の際は、前月か月初めまでにご連絡をお願い致します。
- 両親どちらかがお休みの場合はお休みのご協力をお願い致します。
- 予め欠席が分かっている場合には、お早めにご連絡をお願い致します。
- 当日の欠席は 9：00 までにご連絡をお願い致します。

✧ 連絡先 : 098-989-0045

✧ 受付時間 : 7：30～18：30



家庭状況に変更があった場合

- 入園後にお子さま、保護者様の氏名、お仕事、妊娠・出産、引越し等、家庭状況に変更があった場合、必要書類の提出が必要です。「うるま市入園案内」の記載事項をご確認の上、必ずうるま市保育こども園課へお申し出ください。



保育園の利用の開始、終了に関する事項及び利用にあたっての留意事項

- 当園は、うるま市が行った利用調整により当園の利用が決定されたとき又は保育の実施の委託を受けたときに応じて保育を行います。
- 特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、重要事項を記載した書面（本しおり）により、保護者様とその内容を確認します。
- お子さまが次のいずれかに該当するときは特定地域型保育の提供を終了するものとします。

- ✧ 子ども・子育て支援法第 19 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に規定する小学校就学前子どもの区分に該当しなくなったとき。
- ✧ 保護者様から当園の利用に係る取消しの申出があったとき。
- ✧ うるま市が当園の利用継続が不可能であると認めたとき。
- ✧ その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。
- 保育園を退園または転園する場合
 - ✧ 認定期間中に利用を中止（退園・転園）したい場合は、必要書類の提出が必要です。「うるま市入園案内」の記載事項をご確認の上、必ずうるま市保育こども園課へお申し出ください。
 - ✧ 保育園に預けた荷物については最終登園日より一カ月とし、その後は当園で責任を持って処分致します。



児童虐待防止法（平成 12 年法律第 82 号）について

- 当園は、お子さまの生命の安全を第一に考え、児童虐待防止法第 6 条に基づき、気になる状況が確認された場合は、地域の相談施設と連携を取っています。
 - ✧ 連携相談施設「うるま市子育て包括支援課（098-973-5041）」



保育に関するご質問、お問合せ先について

- ハート保育園 ： 098-989-0045

保 育 園 内 定 後 の 手 続 き

保護者さま、お子さまとの面談

- 保育園にて、保護者様・お子さまと面談させていただきます。これまでの保育状況、アレルギーの有無、ならし保育のご相談、その他ご要望、ご質問など話し合いを行います。
- 入園の手続きに必要なもの、ご準備いただくものを説明致します。

入園時健康診断（必ずご入園前までに）

- かかりつけ医等にて、入園前の健康診断の受診をお願い致します。
- 健康診断の際には、うるま市より入園申込書類としてお渡しする「入所児童用健康診断書」、母子手帳、保険証が必要となりますので、ご持参ください。
- 入園前の健康診断の費用につきましては、各自でご負担頂きますようお願い致します。

入園前提出書類

- 下記の書類をご入園前までに当園にご提出ください。

①	家庭調査票等	面談時に配布致します。
②	健康診断書	お子さまの健康診断書（面談日に提出）
③	その他同意書	保護者氏名欄へ捺印をお願いします。

(保護者控え)

同 意 書

当園は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、お子様に関する情報を提供することがあります。

当園における保育の提供を開始するにあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

施設名 : ハート保育園
所在地 : うるま市赤道 174-12 (202 号室)
説明者職名 : 施設長 與儀 昌代

私は、書面に基づいてハート保育園の利用にあたっての重要事項の説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

保護者住所 :

児童氏名 :

保護者氏名 :

印

児童から見た続柄 :

（保育園控え）

同 意 書

当園は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、お子様に関する情報を提供する場合があります。

当園における保育の提供を開始するにあたり、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

施設名 : ハート保育園
所在地 : うるま市赤道 174-12 (202 号室)
説明者職名 : 施設長 與儀 昌代

私は、書面に基づいてハート保育園の利用にあたっての重要事項の説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

保護者住所 :

児童氏名 :

保護者氏名 :

印

児童から見た続柄 :

別表

保育の提供に要する実費に関わる利用者負担金（税込み）

項目	内容	金額
任意加入の保険 保護者負担額	加入は任意となっていますが、当園 では加入いただくようお勧めしてお ります。	年額 157 円
延長保育に係る 利用者負担	標準時間認定に係る延長保育料金 18 時 31 分～19 時 30 分	月額 3,000 円 都度利用 150 円／30 分
	短時間認定に係る延長保育料金 16 時 01 分～19 時 30 分	都度利用 150 円／30 分

意見書（医師記入）

ハート保育園 施設長 殿

入所児童氏名

年 月 日 生

（病名） （該当疾患に☑をお願いします）

☐	麻しん（はしか）※
☐	インフルエンザ ※
☐	風しん
☐	水痘（水ぼうそう）
☐	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）
☐	結核
☐	咽頭結膜熱（プール熱）※
☐	流行性角結膜炎
☐	百日咳
☐	腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111 等）
☐	急性出血性結膜炎
☐	侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）

症状も回復し、集団生活に支障がない状態になりました。

年 月 日から登園可能と判断します。

年 月 日

医療機関名

医師名

※ 必ずしも治癒の確認は必要ありません。意見書は症状の改善が認められた段階で記入することが可能です。

※ かかりつけ医の皆さまへ

保育所は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが1日快適に生活できるよう、上記の感染症について意見書の記入をお願いします。

※ 保護者の皆さまへ

上記の感染症について、子どもの症状が回復し、かかりつけ医により集団生活に支障がないと判断され、登園を再開する際には、この「意見書」を保育所に提出してください。

登 園 届（保護者記入）

ハート保育園 施設長 殿

入所児童氏名

年 月 日 生

（病名） （該当疾患に☑をお願いします）

☐	溶連菌感染症
☐	マイコプラズマ肺炎
☐	手足口病
☐	伝染性紅斑（りんご病）
☐	ウイルス性胃腸炎 （ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等）
☐	ヘルパンギーナ
☐	RS ウイルス感染症
☐	帯状疱疹
☐	突発性発疹

（医療機関名） （ 年 月 日受診）

において症状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので、

年 月 日より登園いたします。

年 月 日

保護者名

※ 保護者の皆さまへ

保育所は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが1日快適に生活できるよう、上記の感染症については、登園の目安を参考に、かかりつけ医の診断に従い、登園届の記入及び提出をお願いします。

(附 則)

- 1 この規則は、令和2年4月7日から施行する。
- 2 この規則は、令和2年7月31日より改定する。
- 3 この規則は、令和3年4月1日より改定する。
- 4 この規則は、令和3年11月1日より改定する。
- 5 この規則は、令和4年2月1日より改定する。
- 6 この規則は、令和6年2月1日より改定する。
- 7 この規則は、令和7年2月1日より改定する。